

沖縄基地問題と「密約」

明田川 融

明田川と申します。よろしくお願ひします。

レジュメに簡単な目次が書いてあります。それと参考資料を幾つかつけてありますけれど、それは必ずしも順番どおりに使うことにはならないかと思ひます。あっちへ行ったり、こっちへ行ったりしますが、おつき合ひいただきたいと思ひます。

明らかにされつつある「密約」

最初に、明らかにされつつある「密約」です。これは、おいでの方の多くがご存じのように、いわゆる日米安保には、国民に秘匿されている日米間の約束が幾つかあるという掘り起こしの問題です。政治史あるいは外交史、それから日米関係史の専門家、たとえば我部政明さん、坂元一哉さん、信夫隆司さんといった研究者、そして西山太吉さん、

春名幹男さん、新原昭治さんといったようなジャーナリスト、さらにもう一つ重要な点は、実際に密約の締結交渉にかかわったとされる若泉敬といった人たちの証言や著作から、どうも密約は確実にあるらしいと指摘されてきたわけです。西山太吉さんの場合は、沖縄返還交渉のときに密約の存在を知ったわけなのでちよつと事情が違いますけれども、ほかの方々はだいたい一九九〇年代以降ですね、アメリカの国務省や軍部の文書をふくむ公文書が公開されてから本格的に収集分析のメスを入れ、いわゆる密約そのものは公表されていなかったけれども、周囲の資料などから、ほぼ間違いなく密約はあるであろうということを指摘してきましたわけです。

ただ、そのような状況のなかでも、例えば資料の③番と④番になりますが、これは一九九六年に沖縄の米軍が鳥島という射撃場で劣化ウラン弾を大量に用いる訓練を行つ

て問題化したさいに——この九五、六年というのは、在沖米兵による少女暴行事件をきっかけにして米軍基地の整理縮小であるとか、あるいは地位協定の改定が盛んにいわれた時期です——鳥島をはじめとする沖繩の個々の基地の使用条件というのは一体どうなっているんだということになって公表されたものです。当時、大田昌秀知事(大田氏はもともと社会科学者でした)が「五・一五メモ」、つまり一九七二年五月一五日に沖繩の施政権が米国から日本に返還される間際に、駆け込み的に結ばれた個々の基地の使用条件に関する密約があるはずだから、それを公表すべきだということをも日本政府に要求した成果でした。ここでは嘉手納基地と普天間飛行場に関する部分だけを抜粋してきましたけれども、それらを含む沖繩八七カ所の基地の個別の使用条件が公表されたわけです。

くわえて、散発的に公表された密約としましては、資料の②になりますが、米兵等の犯罪に対する一次裁判権放棄に関する合意議事録、これもアメリカ側の資料から見つかった。内容はそこにあるように、大きく二点からなっています。日本にとって著しく重要と考えられる事件以外は、日本側は第一次裁判権を行使するつもりがないということと、それから、アメリカ側は条件が整うならば容疑者の身柄を日本が確保できるよう約束するけれども、日本側はこ

のような法違反者が日本当局により身柄を保持される事例が多くなるようにするということ。つまり、身柄確保についてはよほど重要なものでない限り日本側はその意思がないということを表明したわけです。

今度は資料の①になります。若泉敬は一九九四年に上梓した『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』という本のなかで、沖繩返還交渉に際しては、核の扱いに関して米軍部の表明した「最小限の必要事項」に配慮して秘密の取り決めを作らざるを得なかったことを記しています。すなわち、沖繩返還時にいったん核は撤去するけれども、緊急事態においては再び沖繩に核を貯蔵したり通過したりする権利を米国は求め、日本はそれに遅滞なくこたえる旨の、さらに重大緊急時においては現存する沖繩の複数の核貯蔵地をいつでも使える状態にしておく活用できることを米国は要求する旨の合意議事録を結んだということを書いていたのですが、昨年(二〇〇九年)の一二月にそれらしい——ほぼそれでであろうと今は考えられている——ものが佐藤栄作首相の遺品のなかから、首相とニクソン大統領のフルネーム自筆署名入りで出てきた。それでありませう。

こうして、これまでの自民党ないしは自民党を中心とした連立政権は密約の存在をいっさい否定してきましたけれども、散発的に出てくる密約があったわけです。ただ、そ

これは国民の知る権利を前提として制度的に保証された体系的な資料公開に基づいて明らかになったのではなく、その時々々の政治状況が、これらの資料を公開してきたという事實は否定できません。

もう一点、いま紹介した③、④、②、そして①の取り決めは、考えてみれば、嘉手納基地や普天間基地という米軍もとくに重要視している在沖基地の使用条件、それから、米軍人等による事件・事故があったとき沖縄県民がつねに問題にする容疑者の身柄引き渡しですね、それから核兵器持ち込みと、つまるところ沖縄におけるアメリカの軍事的プレゼンスの核心は、すべて密約だったのではないかと考えてみたくなるわけです。

これまでは一定期間を経た公文書の制度的体系的かつ原則無条件の公開がなかったものですから、こうして政治的な圧力であるとか、その時々々の政治状況によって散発的に、なおかつ断片的にいわゆる密約といったものが出てきたわけですから、しかし、これまた政治状況の産物ということでは変わりないのですが、去年の九月に政権交代があつて、選挙前からこの密約を調査し公表するということを民主党は言ってきたわけですから、そのような目が出てきたわけですから。

それで、岡田克也外相麾下の外務省はこの密約調査に着

手する。ただ、このときに外務省が調査対象とした「密約」というのは次の四つなんですね。

一つは、核を搭載したアメリカ艦船等が日本の港湾に寄港したり領海を通過したりすることが、はたして核の持ち込みに当たるとどうか、そういうことに関する密約ですね。それから、朝鮮半島有事の際に日本にいる米軍は事前協議なしに出撃できる密約があると言われていたけれども、それはどうなのかということで、一般には朝鮮半島有事密約などと言われています。それから三つ目が、今お話ししてきた沖縄の核再持ち込みに関する取り決め。さいごに四つ目が、沖縄返還に際してそれまで基地だったところを返還するときには原状回復ということが問題になるので、その費用でアメリカが持つべきものを日本が肩代わりした密約。西山太吉氏がスクープしたのはこれです。こういった四つの密約が外務省の文書で確認できるかどうかというのが、いわゆる「密約」問題だったんですね。

いま、その四つすべてについて検証する時間もありませんが、それは省略しますけれども、一つこれまでにない局面が開けたとは言い得るとおもいます。いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書というものが今年（二〇一〇年）三月九日に公表されたことです。そのうち

三件が密約と認定されたわけです。もう一つこれに関して重要な点は、この調査の対象となった文書三五点と、関連するかなり重要な内容をふくむ文書二九六点があわせて公開され、なおかつ私みたいな怠け者にとって非常に助かるのは、その全部が外務省のホームページにアップされ、誰もがアクセスできるようになったということですね。

さらに、これをきっかけとして外務省は新しい外交記録の公開規則をつくり、それによって七月七日には六〇年安保改定と沖繩返還交渉に関する資料あわせて——外務省の資料は簿冊になっていきますけれども——三七冊、だいたい八千ページほどが公開されるという状況が生まれているわけです。七月七日の文書公開があったときに新聞各紙も書いておりましたけれども、アメリカをはじめとする主要国からはかなり後れてではありますが、こうやって密約の締結過程などを解明する第一歩になるかどうかという状況が、ようやく生まれつつあるということです。これはある程度評価してよいことだと思います。

「密約」の定位

こうして明らかになりつつある密約というものを、日米関係あるいは日米安保のなかにどう定位するかという問題

が次には出てくるわけです。

私も含めてこれまで多くの研究者は、日米安保条約とか日米地位協定とか、事前協議を定めた交換公文とか、公表されたものの締結過程などを中心に実証研究してきたわけですが、これだけ重要なことは密約にあるんだということになりまして、今まで公表されてきたのは表の部分にすぎず、その背景にはどれぐらい何があるかわからない。「何か闇があるゾ」ということになる。だからそっちを裏としますと、表と裏を全体像としてどう描くか、あるいは構築していくかという、非常に大きな問題が姿をあらわしてくる。政府がこれまで公表していないわけですから、何がどれぐらいあるのかもわからないものを、日米安保体制——最近の学生などでは日米「安保」というより日米「同盟」のほうがなじみやすいようですけれども——がどのように形成され展開してきたのかという、新しい安保体制史ないしは同盟史像みたいなものの構築が今後の課題としてあるような気がするんです。

密約も、すでに言及したものや外務省が調査した四点のほかに、私がこれまで読んだ研究書あるいは資料のなかに出てくるものだけでも次のようなものがあります。

たとえば日米地位協定の第三条に関するものです。地位協定第三条はアメリカの基地に対する排他的管理権を

認められたものですが、それについてもどうも一九六〇年安保改定時に、内容はわからないけれども密約が結ばれたらしい。それから、同じく地位協定の第一八条は民事裁判権や請求権と、かなり重要なことを規定していますが、これに関しても密約が結ばれているらしいのです。さらに、沖繩返還にともなって通貨をドルから円に切り換えたとき、一億三〇〇万ドルほど日本側にストックが生まれたらしいのですけれども、それを二七年間無利子でアメリカの銀行に預けていたという密約も、先ほどの四つの密約調査が公表された直後に日本の財務省によって公表されました。

ですから、日米間に密約と分類されるようなものがどれくらいあるのか、まだ誰にも全体像がわからないわけですが、しかも外務省の次官や条約局長を務めた人たちでも、ずっとその職にあるわけではないので、全体像を把握しているのは外務省のいわゆる主流にいた人たちでもないのかもしれないという状況が密約問題についてはあるのです。

ここまで申し上げてきた表と裏については、密約が文書による合意なのか了解なのか、文書によらない口頭了解のようなものもあると言われていますが、そういったものなのか、一つ一つ慎重に仕分けしながら進んでいかなければならないという問題もあります。

また、密約の存在がわかったとしても、それが「現在」

において有効なのか、それとも失効しているものなのかという点も現実政治の場においては重要な点になるわけですが、そういったことをすべて考慮して、安保体制あるいは同盟の形成・展開過程でそれらの密約のもつ意味と役割を明らかにしていくという作業は困難をきわめることが予測されます。それはようやく始まったばかりで、これから研究も本格化していくと思います。難解な課題であると思います。

有識者委員会報告書から

明らかにされつつある密約、それらを今後どう定位していくかというお話をしてきましたけれども、三月九日に公表された調査報告書、それから関連文書に基づいて、沖繩における核の再持ち込み密約に関する結果について、私はいささか報告書とは異なる見解を持っていますので、それを事例として紹介しながら、密約を歴史として究明するのがどれほど難しいかということをお話したいと思います。

最初に有識者委員会報告書ですけれども、この報告書は先ず「密約」をこう定義するんですね。すなわち、文書になっていない密約と、それから明確な文書によらなくても暗黙のうちに存在する合意や了解がある、と。そういう狭義

の密約と広義の密約にまず分けています。沖繩の核再持ち込みについては秘密合意議事録という文書(と思われるもの)も出てきましたので、いま前者の狭義の密約の場合をお話ししますが、これについてはさらにこう定義されています。二国間の場合、「両国間の合意あるいは了解であつて、国民に知らされておら」ないものと。ここまででは私も一般的な密約の理解としてわかるのですが、次が特に沖繩の核再持ち込み密約問題については重要なポイントになったところですよ。つまり、「かつ、公表されている合意や了解と異なる重要な内容(追加的に重要な権利や自由を他国に与えるか、あるいは重要な義務や負担を自国に引き受ける内容)を持つもの」、これを狭義の密約とすることです。ただ秘匿されていただけでは密約ではないということなんです。それにプラスして追加的譲歩を相手国にしているかどうか、それが密約かどうかのポイントになるという定義を調査報告書はしているわけです。

それで資料の⑤に、この有識者委員会報告書の沖繩核持ち込み合意議事録の密約性に関する「考察」を載せてありますけれども、注目すべきはその(2)ですね。この秘密文書は「共同声明第8項……よりも確かに踏み込んだ内容を持つているが、にもかかわらず、共同声明の内容を大きく超える負担を約束したものとはいえず……必ずしも密約と

は言えないであろう」という、なかなか難解な考察を報告書は展開したわけです。さらに、それを補強するものとして、資料の⑥に有識者委員会の座長でありました北岡伸一(東大教授)のコメントを載せておきました。それは、この一九六九年一月のいわゆる核再持ち込み秘密合意議事録が、佐藤首相個人としての約束であると言っています。しかも、秘密議事録は『ある場合(重大な緊急事態)は(沖繩への核の持ち込みに)イエスと言う』とし、『全部ノーではない』という共同声明に比べ、大きな違いはないから、つまり、より大きな負担は負っていないから、密約ではないという結論なんですね。

そうなりますとまず私たちは、合意議事録の内容よりも、基準になる共同声明第八項が一体どういうことを言っていたのか確認しなければなりません。それは私が前に沖繩のことをちよつと書いた際にもやったことはやったんですが、その後、こういう報告書や関係資料が公開されて、あらためてこの共同声明第八項の「全部ノーではない」ことを担保している箇所が気になってきます。資料⑦の日本語のほうでいきますと、「日米安保条約の事前協議制度に関する米国政府の立場を害することなく」というところ、ここが「全部ノーではない」ことを担保している箇所なんですね。

では、これが一体どういう経緯をへて、いま密約ではないことを言う基準の文言になったのかということですが、その前に一点確認しておきたいことがあります。それは、この沖縄返還交渉にあたって佐藤首相の目標が「核抜き本土並み」返還だったということです。「核抜き本土並み」は二つの部分からなっていて、「核抜き」は文字どおり沖縄返還時にアメリカはそれまで配備している核を撤去するということ。「本土並み」はどういうことかといいますと、一九六〇年の安保改定で日本本土については導入されていた——直接関係するところに限定して言いますと——事前協議制度をそのまま沖縄にも適用することだったわけです。事前協議制度は三つの内容を対象としますが、米軍の装備における重要な変更、核兵器の持ち込みもその議題になるとされています。

もし、事前協議がおこなわれた場合、これは一九六九年の交渉ですから、六七年の終わりから六八年にかけて定立され国会でも決議された、いわゆる日本の核に関する「国是」である「作らず、持たず、持ち込ませず」の非核三原則に従って日本政府は判断するはずだということになるわけです。ですから、文字どおり、この「核抜き本土並み」が沖縄返還にさいして適用されるとするならば、返還後の沖縄に核は持ち込まれないはずになるわけです。

ただ、アメリカ側はどう考えていたかと言いますと、重大緊急時には再び沖縄に核を貯蔵したり通過させることができる権利を要求した。「重大緊急時」とはどういうことかと言いますと、先ほどの資料①を見ておわかりいただけるように、「日本を含む極東諸国」防衛にかかわる重大緊急時ですから、日本有事に限定されませんね。周辺の朝鮮半島、中台有事などもアメリカとしては重大な緊急事態と考えているわけです。ですから、アメリカ側の要求とおりになれば、これらの緊急事態には沖縄に再び核が持ち込まれるということになります。

それともう一つ「本土並み」について言えば、六〇年安保改定ときには、核搭載艦船の寄港とか通過について日米間で解釈のズレがあったという調査結果ですが、では共通の前提がまったくなかったかという点、じつは一つあったのです。それは、アメリカ側も日本側も「日本の陸地には核は持ち込めない」ということでは見解が一致していたことです。こうして、「核抜き本土並み」が沖縄にも適用されれば、沖縄の陸地にはアメリカは返還後は核を持ち込むことはできず、したがって貯蔵もできなくなるわけですが、そういう前提を踏まえておいてから、先ほどの共同声明第八項の「事前協議制度に関するアメリカ政府の立場を害することなく」はどういう経緯で盛り込まれ、そ

ここにどういう意味が込められていたかという問題へとすすむこととなります。

公約、違約、密約

資料⑨になります。愛知揆一外相とアレクシス・ジョンソン国務次官との会談(一九六九年六月五日)で、ジョンソン次官はこんな要請をしています。「沖繩に戦術核兵器を置くことは抑止力にとってVITALなり」と。つまり、沖繩の核兵器は「死活的な」重要性をもつというわけです。それから、「原則は本土並みとするが、何らか変更があるまで事実上現状を続けるという方式はどうなった」のか、などと言っています。ジョンソン次官はさらに、「核についても事前協議はNOと限らないことが明らかにさるべきだろう」とも迫っています。要するにジョンソン次官は、緊急事態に際して沖繩に戦術核を再び置くことがアメリカにとっては死活的に重要な問題なのだと再三にわたって日本側に説いたわけです。

そして、そのようなアメリカ側の要請はありませんけれども、日本側が最初に示した——つまり「初志」といってよいと思います——沖繩返還に際しての核問題をあつかった共同声明案——八月一二日案としましょう——が資料の

⑩になります。それは、「総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情、並びにこれを背景とする日本政府の政策についてくわしく説明した。大統領は、日本政府の政策に背馳することなきよう沖繩の施政権返還を図る旨のアメリカ政府の意図を確約した」という内容です。日本政府は「核抜き本土並み」の公約を達するには、共同声明では先ず日本側の都合を宣明しておかなければならないと考えたのです。しかし、アメリカ側は到底それを受け入れられない。⑪番の資料になります。東郷文彦アメリカ局長との会談(八月一五日)でスナイダー公使(沖繩問題を担当する公使としての職についていました)は、「有事の際の持込については何等かの了解が絶対に必要である」と伝えています。さらに公使は、「重大な emergency (緊急事態)の際に事前協議に当り favorable consideration (好意的考慮)を与へると云うことを総理から大統領に約束することはできないか」「emergency に関し何もなしでは到底解決できない」と迫りました。こうしてアメリカ側は、緊急時における核の再持ち込みに関するコミットメントを日本側に執拗に要求したのです。

そこで日本側は、当初は日本側の都合だけを述べた案文を示しておりましたが、九月一二日付で、資料の⑫になりますが、日本側の都合を残すと同時に、アンダー

ラインが引いてある案文を外務省条約局が中心になって考案し、挿入したわけです。それが「日米安保条約の事前協議制度に関するその「米国政府の」立場を害することなく」の文言です。したがって、このような過程を見えますと、やはりそこは緊急時における核の持ち込みにノーと言わないうという考えを込めて、日本側は件の文言を挿入したということが言えるわけです。

その後、核の再持ち込み問題をめぐる交渉はどうなったかと言いますと、資料の⑬と⑭になりますが、六九年一〇月の段階で佐藤首相はこの文言について、非常事態であれば事前協議にはイエスであるということを外務省との打ち合わせで明言し、その佐藤首相の意思はアメリカ側も知るところとなっていたようです。六九年一月の会談をまえに予め「ニクソン」大統領の側に於ても我方「日本側」第八項案文を仔細に研究して「いたものとみえる、と推察する日本側資料が確認されています」。

このような御膳だてがあつて一月一九日の佐藤・ニクソン会談となりますけれども、それは要約すると、興味のある方は後で読んでいただきたいんですが、まず佐藤首相が日本側のこれまで述べてきた要望事項を述べる。それが参考資料⑭の「別添一」の内容です。日本側は、一言でいえば八月一二日案の線にそった日本側の都合だけを述べた

共同声明案を出した。対案としてニクソン大統領は「別添二」を示す。このアメリカ側対案の眼目は、下線を引いた部分ですけれども、そこはこんな訳になるうかと思えます。

米国の立場を害さないことに関連して大統領は、状況が必要とするならばアメリカは相互協力及び安全保障条約の諸規定に従い、日本にある米軍の装備におけるいかなる重要な変更案についても、日本政府と協議するであろうと述べた。

こう具体的に書いてあると、これが正式の共同声明となつて公表された場合には、核兵器の持ち込みのことだろうと誰でも「ピン」ときますから、こんどは日本側としては、アメリカ側の対案は受け入れられない。そこで、最終的に佐藤首相は、先ほどの九月一二日案に近いもの、すなわち、日本側の要求を首相が詳述し、大統領はそれを理解し、事前協議制度のところは「アメリカ政府の立場を害することなく」という一般的な文言を入れた案を示して、それで両者が妥協するという筋書きになります。ようやく先ほど見た資料⑦の、最終的に日米間で締結される日米共同声明の文言になりました。

以上の経過からまとめますと、共同声明第八項というのは、緊急事態という条件がついていますけれども、核兵器を陸上には持ち込めないという本土の基準、つまり「本土

並み」とは違う約束をしたことになるのではないのでしょうか。共同声明第八項の内容自体がすでに「核抜き本土並み」という公約から逸脱することを宣明していたのではないのでしょうか。

共同声明第八項の内容と秘密合意議事録のそれが如何なる関係にあるかを調査・考察した有識者委員会では、合意議事録は共同声明より踏み込んだことを言っているのだから密約と認定したほうがいいという委員の方と、いや、共同声明とほぼ同じことを言っていて、追加的譲歩はしていないから密約ではないという議論があったといえます。具体的な核貯蔵地に言及していることや、さらにそれをいつでも使用できる状態にしておき、有事の際にはそれを活用できることを求めるといふ点では——ただし、後者の要求に対する日本側の回答までは秘密議事録にありませんけれども——相当に踏み込んだ内容の追加的譲歩をしていると、私は考えます。したがって、共同声明第八項自体が、控え目にみても、すでに「核抜き本土並み」公約に違^{ちが}う「違約」であり、さらに、秘密合意議事録はやはり密約であるというのが私の理解です。

ここまで述べてきましたように、定義から始まって、密約をめぐることは難しい諸問題が横たわっています。これからも新たな密約が出てくる可能性や、いま明らかになって

いるものを評価する際にも、定義をはじめ、取り決め全体がどういうことを定めているのかということをも十分に踏まえながら進まない、焦点のぼやけた議論になってしまっているのではないかと考えています。

史料をめぐる政治

時間もなくなってきましたので、史料をめぐる政治、公開、分析、政策化についてお話しします。

史料をめぐる政治については、これまで「五・一五メモ」は大田昌秀沖縄県知事の日本政府へのたび重なる要請によって、四つのいわゆる「密約」は政権交代によって、つまり、政治状況によって何とか公表されてきたということを描きなければなりません。それから、重要文書の幾つかが破棄されたことが指摘されていますけれども、これは一部には外務省内の引き継ぎや、引き継いだときの条約局長の人間関係とか派閥関係とか、そういう省内政治が少なからず影響していると言われています。くわえて、この密約調査の開始と前後して、外務省幹部経験者のなかから、特に本土の港湾に核兵器を積んだアメリカの艦船が寄港するかどうかについては密約があるんだという証言がありましたけれども、その証言も歴史の真実を明らかにしようと

いうだけではなく、要するに、もう密約はあるんだから、日本は非核三原則じゃなくて「二・五原則」にすべきなんだという、そういう政治含みでなされたということも指摘されています。安保にかかわる密約問題をめぐっては、政治の熱がまだ冷めてはいなくて、なかなか手を触れ得ないような状況が依然としてあると言わなければなりません。

公開、分析、政策化

沖繩に関しては、純然たるという言い方もおかしいのですけれど、「密約」はまったくの過去の歴史にはなっていない現在進行形の問題です。先ほどらい話に出ています「五・一五メモ」が公表されたとき、私は同メモを見たいと思いたち、それは橋本龍太郎首相から大田知事に公表されたものでしたから、沖繩県に話をすれば見せてもらえるんじゃないかと考えて県の知事公室基地対策課に相談してみました。その頃は、研究者出身の知事さんということもあって資料の公表にはかなり前向きで、英文原文と外務省がつけた仮訳、各々二六〇頁ほどのものでしたけれど、その両方を何の難しい注文もつけずに送ってくれました。そのときに添えられていた文書には、この資料は自由に使って構いませんが、基地問題を抱えている沖繩県の問題解決の一

助となるような使い方をしてくださいとだけありました。このエピソード一つを取りあげても、沖繩にとって基地問題がどのような位置を占めているかを御了解いただけたと思います。

もう一つ、やはり沖繩にとっては米兵の犯罪などに関して、容疑者の身柄引き渡し、それから刑事裁判権規定を含む日米地位協定の改定が重要な課題として挙げられていますけれども、先ほどの第一次裁判権放棄、それから身柄引き渡しの自粛といったらいいんでしょうか、そういったことを盛り込んだ五三年当時の密約が生きていて、そのために日本側が一次裁判権を行使する割合が今も非常に低いんだということが指摘されています。こうしたことを考えると、沖繩にとっては、私たちが現代史というタイトルを掲げて議論するものが、まったく現在の問題であることを痛感せざるをえません。

そこで政策化ですけれども、これは外交資料を政府に公開させて、そのときの政治指導者たちの判断が妥当であったかということを検証すると同時に、沖繩の場合には、県民生活にとって重大な影響を及ぼす取り決めの締結経緯や中身が妥当か否かを検証するだけでなく、それらを改定し、その成果を実際に生活の場に役立てていかなければならない課題を負っているということをお話いたしました。私

沖縄基地問題と「密約」(明田川)

の話を終わりにしたいと思います。

予定の時間をだいぶ超過してしまいました。長時間の御
静聴ありがとうございました。

(本学兼任講師)